

総合評価の評価基準の一部見直しについて（平成27年7月）

◆適用時期

平成27年7月1日以降に公告する工事より適用

◆問い合わせ窓口

○中部地方整備局港湾空港部：nyuusatsu@pa.cbr.mlit.go.jp（担当：品質確保室）

○本資料に対する質問と回答は中部地方整備局港湾空港部入札・契約情報ホームページ（<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/20/21/26/index.html>）に掲載します。

- 個別案件毎の詳細は入札説明書を参照してください。
- 公表内容は予告なく変更する場合がありますので、必要な都度ご確認ください。

平成27年6月25日
中部地方整備局 港湾空港部

平成27年度における総合評価の評価基準の見直し

施工能力評価型(I型・施工計画重視型)【施工計画の評価】

現行基準

基本事項

- ・施工上、特に配慮すべき事項について(2項目)について記載を求める。(工程、品質、出来形、安全、環境の中から工事毎に当局が2項目を指定する。)
- ・1項目について2個記載(2項目×2個=全4個記載)
- ・A4、1ページに記載

評価基準	配点
工事内容及び現場条件を踏まえた具体的な記載がある	20点
工事内容及び現場条件を踏まえた記載があるが、記載内容の一部に具体性が欠ける	
工事内容及び現場条件を踏まえた記載がない	(10点×2項目)
施工計画が不適切である	

新基準

基本事項

- ・記載内容、様式については変更無し

評価基準	配点
工事内容及び現場条件を踏まえた具体的な記載がある	20点
工事内容及び現場条件を踏まえた記載がある	
工事内容及び現場条件を踏まえた記載が不十分である。	(10点×2項目)
施工計画が不適切である	

記載された施工計画の内容(4個)の個々に対して評価を行い、施工計画の適切性の程度に応じて評価を行う。